

岡山県地域医療介護総合確保基金事業補助金（医療分）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号。以下「法」という。）第4条に基づく岡山県計画（以下「県計画」という。）に定める事業について、交付対象者が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日医政発0912第5号厚生労働省医政局長通知、老発0912第1号厚生労働省老健局長通知及び保発0912第2号厚生労働省保険局長通知）及び岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助の対象）

第2条 この補助金は、岡山県地域医療介護総合確保基金事業実施要綱に基づき実施する事業のうち、別表の第2欄に定める事業を対象とする。

（交付の目的）

第3条 この補助金は、岡山県における医療及び介護の総合的な確保のために策定した県計画に基づき、地域医療構想（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第7号に規定する構想をいう。）の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備、居宅等における医療の提供及び医療従事者の確保を図ることを目的として交付する。

（補助金の交付）

第4条 この補助金は、前条の目的の達成に資するため、別表の第2欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第3欄に掲げる者に対し交付する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、第5条の申請をすることができない。

- 一 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
- 二 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
- 三 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 この補助金の額は、補助事業に要する別表の第4欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（ただし同表の第5欄に定める額を限度とする。）と総事業費から診療収入額及び寄付金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（以下「交付基礎額」という。）に、同表の第6欄に定める率を乗じて得た額（ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）以下とする。

(交付申請)

第5条 この補助金の交付申請は、補助金交付申請書（様式第1号）に別表の第7欄に掲げる申請添付書類を付して、毎年度知事が別に定める日までに行わなければならない。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

一 補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）の補助事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出についての証拠書類及び調書を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産処分の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定で定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類及び帳簿を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、取得財産等がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産処分の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定で定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

また、証拠書類等の保管期間が満了する前に補助事業者が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

二 補助事業を行うために締結する施設整備又は設備整備に係る契約については、医療施設の施設整備に係る契約手続の取扱指針（平成21年10月19日施第633号）、又は医療施設の設備整備に係る契約手続の取扱指針（平成22年4月1日医推第100号）に定める手続によらなければならない。

三 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

四 この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けてはならない。

五 その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

六 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事

業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業遅延等報告書（様式第2号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

七 補助事業者は、知事の求めに応じ、この補助事業の実施状況について、事業実施状況報告書（様式第2-2号）により知事に報告するものとする。

八 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第3号）により速やかに知事に報告しなければならない。

ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。

なお、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全部又は一部を県に納付させることがある。

九 補助事業による取得財産等については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

十 取得財産等で価格が単価 50 万円以上（事業者が地方公共団体以外のものの場合は 30 万円以上）の機械及び器具について、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号）に定める期間を経過するまでに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄しようとするときは、あらかじめ、取得財産処分承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

十一 知事の承認を受けて財産を処分することにより補助事業者収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

十二 補助事業者が、知事の承認を受けて、転用、無償譲渡、無償貸付、交換、取り壊し又は廃棄等の財産の処分を行うにあたっては、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（大臣官房会計課長発平成 20 年 4 月 17 日付け会発第 0417001 号）別添第 4 の 2 に規定により算出した財産処分納付金額を、県に納付させることがある。

（申請の取下げのできる期間）

第7条 補助事業者が規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付決定の日の翌日から起算して 15 日を経過する日までとする。

（変更承認申請等）

第8条 補助事業者は、この補助金の交付決定後の事情により、事業の内容の変更等をしようとする場合には、別表の第7欄に掲げる申請添付書類に準じる書類を付して、変更（中止、廃止）承認申請書（様式第5号）により、知事の承認を受けなければならない。ただし、規則第10条

の規定による軽易な変更については次のとおりとする。

- 一 20%を越えない対象経費又は補助金の減額を行う場合
- 二 補助の目的及び内容に影響を及ぼさない場合（施設整備に係る補助においては、建物の設置場所、規模、構造又は用途等、機能を著しく変更しない軽微な変更を含む。）

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了後1か月以内（第8条により中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月以内）又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第6号）に別表の第8欄に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

（調査等の協力）

第10条 補助事業者は、知事が補助事業に関する調査等を実施する場合は、その求めに応じ、補助事業の実施期間中及びその終了後も協力するものとする。

（雑則）

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、この補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月23日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成27年9月30日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成27年11月17日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成28年9月27日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成29年9月20日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成30年11月6日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成31年2月7日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和元年11月29日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和2年11月25日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和3年9月21日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和4年10月13日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和5年10月13日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

ただし、別表の第1欄11の事業のうち、令和4年度分の補助金事業からの継続事業については、なお従前の例による。

この要綱は、令和6年9月14日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

ただし、別表の第1欄9の事業のうち、令和4年度分の補助金事業からの継続事業について

は、なお従前の例による。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和 7 年 9 月 29 日から施行し、令和 7 年度分の補助金から適用する。

別表

1	2	3	4	5	6	7	8
番号	補助事業	事業実施主体	補助対象経費	基準額	補助率	申請添付書類	実績添付書類
6	院内保育運営事業	病院、診療所の開設者	院内保育施設の運営に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、委託料(上記経費に該当するもの。)	別紙4のとおり なお、実施主体が、医療法第31条の規定による公的医療機関の開設者(昭和26年8月22日厚生省告示第167号)に規定された者のうち、日本赤十字社又は社会福祉法人恩賜財団済生会に該当する場合は、算定された基準額等に対し、0.9を乗じる調整を行う。	2/3以内 (C-1型・C-2型・C-3型は1/3以内)	様式第27-1号 様式第27-2号 様式第27-3号 様式第27-4号 様式第27-5号 様式第27-6号 様式第27-7号 様式第27-8号(予算書) 院内保育施設の保育料金が規定された規則等 委託契約書写し(院内保育事業を委託した場合に限る。)	様式第27-9号 様式第27-10号 様式第27-11号 様式第27-12号 様式第27-13号 様式第27-14号 様式第27-15号 様式第27-16号(決算書) 委託精算書(院内保育事業を委託した場合に限る。)

※第7、8欄の「予算書」「決算書」は、当該事業に関する部分の抄本を添付すること。

全ての事業に関し、第7欄の申請添付書類として、暴力団等排除措置に係る誓約書及び役員等名簿（事業実施主体が国・独立行政法人・国立大学法人・特殊法人・地方公共団体・地方独立行政法人・公立大学法人・地方公社及び本県が出資・出えんしている法人等を除く。）並びに岡山県税の完納証明書（補助金交付申請書到達日前3ヶ月以内のもの）を添付すること。

別紙 4 (院内保育運営事業)

基		準	額										
種別	基 本 額		加 算 額										
A 型 特 例	1 人×180,800円× 運営月数－保育料 収入相当額 ※	A型特例、A型、B型、 B型特例、C－2型及び C－3型にあつては、院内 保育施設の運営に係る設 置者の負担能力指数※に 基づく、次の調整率を、 左記により算出した額に 乗じる。 ただし、C－1型及び 院内保育施設設置後3か 年を経過していないもの については、調整率を 1.0とする。 <table><tr><td>区 分</td><td>負担能 力指数</td><td>調整率</td></tr><tr><td rowspan="3">基 本 額</td><td>5 未 満</td><td>1. 0</td></tr><tr><td>5 以 上 20未 満</td><td>0. 8</td></tr><tr><td>20以上</td><td>0. 6</td></tr></table>	区 分	負担能 力指数	調整率	基 本 額	5 未 満	1. 0	5 以 上 20未 満	0. 8	20以上	0. 6	左記により算出した 額に、次の加算額を加 える。
区 分	負担能 力指数		調整率										
基 本 額	5 未 満		1. 0										
	5 以 上 20未 満		0. 8										
	20以上		0. 6										
A 型	2 人×180,800円× 運営月数－保育料 収入相当額 ※		24時間保育を行ってい る施設 23,410円×運営日数										
B 型	4 人×180,800円× 運営月数－保育料 収入相当額 ※		延長保育を行っている 施設 実施要綱別記13の6(1) 表1の各種別ごとに必要 な保育時間に加えて1時 間以上保育を行う場合 1,230円×運営時間数 (1時間未満は切捨てと する。)										
B 型 特 例	6 人×180,800円× 運営月数－保育料 収入相当額 ※	病児等保育を行って いる施設 7,800円×運営日数											
C－1型	1 人×180,800円× 運営月数－保育料 収入相当額 ※	緊急一時保育を行って いる施設 20,720円×運営日数											
C－2型	2 人×180,800円× 運営月数－保育料 収入相当額 ※	児童保育を行っている 施設 10,670円×運営日数											
C－3型	4 人×180,800円× 運営月数－保育料 収入相当額 ※	休日保育を行っている 施設 11,630円×運営日数											

※ 保育料収入相当額及び負担能力指数の算出方法については、別紙5に定める。

別紙 5

保育料収入相当額及び負担能力指数の算出方法

- 1 保育料収入相当額は、24,000円に保育月数及び保育児童上限数を乗じた金額の合計額とする。保育児童上限の人数は、表1のとおりである。

表1 保育児童上限人数

種 別	保育児童
A型特例、C－1型	1人
A型、C－2型	4人
B型、C－3型	10人
B型特例	18人

- 2 負担能力指数とは、補助を受けようとする年度の前々年度の病院決算における当期剰余金を、補助を受けようとする年度の院内保育所運営費に係る設置者負担額（院内保育運営費補助事業補助金交付前の額）で除した数値とする。

ただし、院内保育施設運営費は、院内保育施設運営費支出予定額と以下に定める標準経費とを比較して少ない方の額とする。

$$\text{標準経費} = (\text{保育士等の数} \times \text{標準人件費}) + \text{その他の経費}$$

- 注（1）保育士等の数は、当該年度の4月の院内保育施設利用職員の児童数を、以下に定める院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる保育士等の算出基準児童数で除して得た数値（小数点第2位を四捨五入する。）とする。

ただし、算出された保育士等の数がC－1型にあつては1人、A型特例、A型及びC－2型にあつては2人、B型及びC－3型にあつては4人、B型特例にあつては10人を下回る場合は、当該院内保育施設の保育士等の数は、C－1型1人、A型特例、A型及びC－2型2人、B型及びC－3型4人、B型特例10人とする。

- （2）その他の経費は、院内保育施設運営費支出予定額から保育士等の職員の人件費を除いた経費のうちの知事が認めた額とする。

ただし、借入金の返済、土地購入費等の資本取引に係る経費及び保育士等の職員の給食費等院内保育施設の運営費以外の費用は認めないものとする。

- （3）標準人件費は、以下に定める院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる標準人件費とする。

ア 院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる保育士等の数算出基準児童数
2.6人

イ 院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる標準人件費
年額3,186,000円